

介護サービス事業者等の行政処分（福岡県内）

平成30年度

処分年月日	平成30年6月1日
処分内容	<u>指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> 指定居宅サービス事業所の全部効力の停止（1か月）及び指定第一号訪問事業所の全部効力の停止（1か月）
行政庁	北九州市長
サービスの種別	訪問介護・第一号訪問介護
処分事由	（1）介護保険法における福祉に関する法律で政令に定めるものに違反（法第77条第1項第10号及び法第115条の45の9第6号） 北九州市予防給付型訪問サービス事業所と一体的に運営されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」）に基づく指定居宅介護及び重度訪問介護事業所において、支援法第50条第1項第3号から第5号及び第8号に該当する違反行為があったことが、介護保険法における福祉に関する法律で政令に定めるものに違反したことに該当するもの。

処分年月日	平成30年8月1日
処分内容	<u>1 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し <u>2 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し
行政庁	北九州市長
サービスの種別	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、福祉用具販売・介護予防福祉用具販売
処分事由	<u>1 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与</u> （1）不正の手段による指定（法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第8号） - 新規指定にあたり、福祉用具専門相談員をあたかも人員基準を満たすように配置する予定であるかのように装うため、虚偽の人事関係書類（雇用予定証明書、勤務予定表）により指定を受けたため。 <u>2 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防販売</u> （1）不正の手段による指定（法第77条第1項第9号及び法第115条の9第1項第8号） - 新規指定にあたり、福祉用具専門相談員をあたかも人員基準を満たすように配置する予定であるかのように装うため、虚偽の人事関係書類（雇用予定証明書、勤務予定表）により指定を受けたため。 （2）不正又は著しく不当な行為（法第77条第1項第11号及び法第115条の9第1項第10号） - 平成29年5月から平成30年2月までの間、特定福祉用具を販売していないにもかかわらず、虚偽の「介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払）」を作成し、不正な報酬請求を行ったため。 （3）運営基準違反（法第77条第1項第4号及び法第115条の9第1項第3号） - 平成29年5月から平成29年12月までの間、特定福祉用具を販売した際に、利用者負担の2分の1程度の金額しか支払を受けていないため。

処分年月日	平成30年12月27日
処分内容	<u>1 指定地域密着型通所介護・指定第一号通所事業</u> 指定地域密着型サービス事業所の指定取消し及び指定第一号通所介護事業所の指定取消し <u>2 指定居宅介護支援</u> 指定居宅介護支援事業所の指定の全部の効力停止（3か月）
行政庁	福岡市長
サービスの種別	地域密着型通所介護・第1号通所介護・居宅介護支援
処分事由	<u>1 指定地域密着型通所介護・指定第一号通所介護事業</u> （1）不正請求（法第78条の10第1項第8号及び第115条の45の9第1項第2号） ・ 看護職員の人員基準を満たしていない場合には、介護給付費等を減算して請求しなければならないが、これを行わず、満額で介護給付費等を請求、受領し、また、各種加算の要件を満たしていないにもかかわらず、加算金を請求、受領したもの。 （2）不正の手段による指定（法第78条の10第1項第11号及び第115条の45の9第1項第5号） ・ 事業所開設時の指定申請の際、指定を受けるために必要な職員数を充足しているかのような書類を提出し、指定を受けたもの。 <u>2 指定居宅介護支援</u> （1）不正請求（法第84条第1項第6号） ・ ケアプランの実施状況に関する記録を作成していないなど適切な運営がなされていなかったにもかかわらず、請求にあたって減算せずに満額の介護給付費等を請求し、受領したもの。

令和元年度

処分年月日	令和2年3月27日
処分内容	<u>1 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し及び指定第一号訪問事業所の指定取消し <u>2 指定居宅介護支援</u> 指定居宅介護支援事業所の指定取消し <u>3 地域密着指定通所介護・指定第一号通所事業</u> 指定地域密着型サービス事業所の指定取消し及び指定第一号通所訪問事業所の指定取消し <u>4 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し及び指定第一号訪問事業所の指定取消し
行政庁	福岡市長
サービスの種別	訪問介護・第一号訪問介護、居宅介護支援、地域密着型通所介護・第一号通所介護
処分手由	<u>1 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> (1) 不正請求（法第77条第1項第6号） ・ 訪問介護において、サービスを提供していないにもかかわらず、虚偽の記録を作成して介護給付費を請求、受領し、また提供したサービスの時間を水増しして、介護給付費を請求、受領した。 (2) 法令違反（法第115条の45の9第1項第6号） ・ 介護予防型訪問サービスと一体的に運営する訪問介護において、上記の介護保険法に違反した。 <u>2 指定居宅介護支援</u> (1) 不正請求（法第84条第1項第6号） ・ ケアマネジメントに必要な記録を作成していない場合、介護給付費等を減算して請求しなければならないが、また、特定事業所加算を算定することができないが、これらのことを認識しながら、減算を行わず、加算金も算定して請求、受領した。 <u>3 指定地域密着型通所介護・指定第一号通所事業</u> (1) 不正の手段による指定（法第77条第1項第9号及び第115条の9第1項第9号） ・ 事業所開設時の指定申請の際、指定を受けるために必要な職員数を充足しているかのような虚偽の書類を提出し、指定を受け、運営を行った。 (2) サービス関連不正行為（法第78条の10第1項第14号及び第115条の45の9第1項第7号） ・ 平成28年度に地域密着型サービスへ移行する前の通所介護において、事業者が上記の不正を行った。 <u>4 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> (1) 人員基準違反（法第77条第1項第3号及び第115条の45の9第1項第1号） 指定時からサービス提供責任者は常勤しておらず、指定後においても適正に配置されないまま事業運営が行われ、また訪問介護員についても基準で定める員数（常勤換算方法で2.5人以上）を満たしていなかった。 (2) 不正請求（法第77条第1項第6号及び法第115条の45の9第1項第2号） ・ 介護職員処遇改善加算の実績報告に際し、実際の賃金額とは異なる虚偽の内容を記載する等し、請求が正当なものであったかのような報告を行った。

	(3)虚偽の答弁(介護保険法第77条第1項第8号及び法第115条の45の9第1項第4号) ・ 法第76条第1項の規定に基づく質問に対して虚偽の答弁をし、また、同法の規定による検査を求めても従わなかった。
--	--

処分年月日	令和元年10月24日
処分内容	指定訪問介護・予防給付型訪問サービス・生活支援型訪問サービス 改善命令(人員基準違反、運営基準違反、改善勧告期限までに改善報告がなされなかった)
行政庁	北九州市長
サービスの種別	指定訪問介護・指定第一号訪問介護
処分事由	(1) 人員基準違反(市基準条例第7条及び基準省令第5条第1項、第2項、第4項及び市基準要綱第5条第1項、第2項、第4項) ・ 少なくとも平成30年8月及び同年10月から12月までの間、訪問介護員等の人員配置基準(常勤換算方法で、2.5以上)を満たしていなかったこと。 ・ サービス提供責任者の配置について、少なくとも平成30年5月から現在まで、常勤で勤務できない者を配置するとともに専ら指定訪問介護に従事できない者を配置していたこと。 (2) 運営基準違反(市基準条例第7条、第10条及び基準省令第8条第1項、第19条第2項、第22条第1項、第23条、第24条第1項、第3項、第4項、第5項、第28条第1項、第2項、第3項、第30条第1項、第2項、第39条第1項及び市基準要綱第8条第1項、第19条第2項、第25条第1項、第2項、第3項、第28条第1項、第2項、第39条第1項、第2項、第48条第1項、第2項、第3項) ・ 指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者及び利用者家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得ていたことが確認できないこと。 ・ 指定訪問介護を提供した際の具体的なサービスの内容等の記録がないこと。 ・ サービス提供責任者が、利用者にかかる訪問介護計画を作成していないこと、また、利用者に交付していないこと。 ・ 管理者が当該事業所の業務を一元的に管理し、従業者に対して必要な指揮命令を行っていたと認められないこと及びサービス提供責任者として行わなければならない業務を行っていないこと。 ・ 少なくとも平成30年6月から12月までの間、当該事業所の従業者が他の業務に従事しており、訪問介護利用者に適切な訪問介護を提供できる勤務体制を定めていなかったこと。 (3) 改善勧告について(法第76条の2第3項、法第115条の45の8第3項) ・ 改善報告期限までに、改善報告がなされなかったこと。

令和2年度・令和3年度

県内の介護サービス事業所の行政処分の事例なし

令和4年度

処分年月日	令和4年10月6日
処分内容	<u>1 指定居宅介護支援</u> 指定居宅介護支援事業所の指定の一部の効力停止（3か月） <u>2 指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護</u> 指定居宅サービス事業所の指定の一部の効力停止（3か月）
行政庁	福岡市長
サービスの種別	居宅介護支援・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
処分事由	<u>1 指定居宅介護支援</u> (1) 人員基準違反（介護保険法第84条第1項第2号） - 管理者兼主任介護支援専門員が、指定を受けた事業所において常勤専従で勤務すべきところ、同法人本部で法人役員としての業務を日常的に行い、人員基準を満たしていない月があった。 (2) 運営基準違反（介護保険法第84条第1項第3号） - 介護支援専門員2名が、指定を受けた事業所において業務を行い、勤務が管理されるべきところ、同法人が運営する別の事業所で居宅介護支援に係る台帳の保管及び業務等を行い、勤務の状況が事業所ごとに一体的に管理されておらず、運営基準を満たしていなかった。 (3) 不正請求及び不正又は著しく不当な行為（介護保険法第84条第1項第6及び11号） - 上記（1）及び（2）等の状況から、特定事業所加算(Ⅱ)の算定要件を満たしていない期間があったが、当該加算を請求し、受領した。また、改善したと市へ報告後、令和4年度の当該加算を申請したが、実際は（2）が改善していないことを申請後に把握したにも関わらず、当該申請を取り下げていなかった。 <u>2 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護</u> (1) 運営基準違反（介護保険法第77条第1項第4号及び同法第115条の9第1項第4号） - ユニット型の短期入所生活介護事業所として指定及び指定の更新を受けている（1・2階フロア各2ユニット）にも関わらず、実際は、同一フロア内の2ユニットの利用者を1か所に集めてサービス提供する等、ユニット型の運営基準等に定めるユニットごとの運営を行っていなかった。 (2) 不正の手段による指定更新（介護保険法第77条第1項第9号、同法第70条の2第4項、同法第115条の9第1項第9号及び同法第115条の11） - 定更新申請の際に、ユニット型の運営基準等を満たすように、勤務実態が無い職員を配置した内容等の虚偽の書類を市へ提出し、不正の手段により指定の更新を受けた。

令和5年度

処分年月日	令和5年8月10日
処分内容	<u>1 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し及び指定第一号訪問事業所の指定取消し <u>2 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u> 指定地域密着型サービス事業所の指定の一部の効力停止（3か月）及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の一部の効力停止（3か月） <u>3 指定居宅介護支援</u> 指定居宅介護支援事業所の指定の一部の効力停止（6か月）
行政庁	福岡市長
サービスの種別	訪問介護・第一号訪問介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、居宅介護支援
処分事由	<u>1 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> (1) 不正請求（介護保険法第77条第1項第6号） ・ 令和2年5月から令和4年11月までの間、当該事業所による訪問介護を提供していないにもかかわらず、提供した旨の虚偽の記録を作成して、給付費を請求し、受領したもの。虚偽の内容は、同法人運営の住宅型有料老人ホームの一部入居者（計15名）に対し、老人ホーム従業者による訪問介護計画に基づかない簡易な援助が行われたことをもって、当該事業所による訪問介護と装っていたもの。 (2) 人員基準違反（介護保険法第77条第1項第3号及び同法115条の45の9第1号） ・ 平成30年6月から令和4年12月のうち計49か月間、当時の管理者が、同法人運営の他事業所において複数の職種を兼務し、常勤の人員基準に違反していた。 (3) 法令違反（介護保険法115条の45の9第6号） ・ 介護予防型訪問サービスと一体的に運営する訪問介護において、上記（1）のとおり介護保険法に違反した。 <u>2 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u> (1) 不正の手段による指定（介護保険法第78条の10第11号及び同法第115条の19第10号） ・ 令和4年6月の事業者指定申請において、人員基準を満たすよう偽装するため、介護従業者として当該事業所に勤務予定がなかった計11名の者を配置する旨の書類を作成して市に提出し、不正の手段により令和4年7月1日付けの事業者指定を受けたもの。 なお、指定から約半月後に必要な人員を配置し、基準違反の状態は解消していた。 <u>3 指定居宅介護支援</u> (1) 運営基準違反（介護保険法第84条第1項第3号） ・ 居宅介護支援事業者は、利用者に対し少なくとも月に1回モニタリング（居宅サービス計画の実施状況の把握）を実施し、記録するよう運営基準で定めているが、平成30年1月から令和4年4月の間、当時の管理者兼介護支援専門員が、一部利用者に対するモニタリングの実施や実施記録の作成を怠っていたもの。 (2) 不正請求及び虚偽の報告（介護保険法第84条第1項第6号及び第7号） ・ 当時の管理者は、上記運営基準違反が給付費の減算に該当することを認識していながら、減算を行わず給付費を請求し、その他関連する加算についても、算定要件を満たさないことを認識していながら加算を請求し、受領したほか、福岡市の監査において、モニタリング実施に関する虚偽の記録を提出した。

令和6年度

処分年月日	令和6年7月26日
処分内容	<u>1 指定訪問介護</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し <u>2 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し
行政庁	福岡県知事
サービスの種別	訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護
処分事由	<u>1 指定訪問介護</u> (1) 人員基準違反（法第77条第1項第3号） ・ 少なくとも令和5年度以降、訪問介護員の人員基準を満たしていなかったこと。 (2) 運営基準違反（法第77条第1項第4号） ・ 少なくとも令和4年度以降一部を除きサービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等の記録を行っていないかったこと。 ・ 少なくとも令和4年度以降一部を除き利用者に対し作成しなければならない訪問介護計画が未作成であったこと。 ・ 管理者は従業者及び業務の一元的管理を行うことが定められているが、勤務の管理を行っていないかったこと。 ・ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握することをせず、サービス提供責任者の責務を果たしていなかったこと。 ・ 少なくとも令和5年度以降、毎月作成すべき訪問介護員の勤務表が未作成であったこと。 (3) 不正請求（法第77条第1項第6号） ・ 少なくとも令和4年度以降、訪問介護計画を作成し、訪問介護計画に位置付けられた内容で介護を行い、請求を行うべきところ、それを行わず不正に請求を行ったこと。 (4) 提出命令違反（法第77条第1項第7号） ・ 監査時に雇用通知書等の人員基準を満たすことを証明できる資料の提供を求めたがこれに応じず、提出を行わなかったこと。 (5) 検査の拒否・虚偽説明（法第77条第1項第8号） ・ 法第76条第1項に基づく立ち入りを正当な理由なく拒んだこと。 ・ 同法人が運営するシェアハウスに勤務している者を訪問介護員と偽り虚偽の説明を行ったこと。 ・ 訪問介護計画及びサービス提供記録等が電子上に記録があると虚偽の説明を行ったこと。 (6) 法令違反（法第77条第1項第10号） ・ 事務所の所在地が変更となっているにも関わらず、介護保険法第75条に基づく変更の届出を怠り、監査時に変更届の提出が必要なことを指導したにもかかわらず、変更届を行わなかったこと。 <u>2 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護</u> (1) 人員基準違反（法第77条第1項第3号及び第115条の9第1項第3号） ・ 少なくとも令和5年度以降、常勤の管理者が配置されていなかったこと。 ・ 少なくとも令和5年度以降、看護職員の人員基準を満たしていなかったこと。 (2) 運営基準違反（法第77条第1項第4号及び第115条の9第1項第4号） ・ 少なくとも令和4年度以降（予防は請求のあった令和3年12月）、サービス提供

	の記録を作成していなかったこと。 ・ 少なくとも令和4年5月以降（予防は請求のあった令和3年12月）、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成していなかったこと。 ・ 少なくとも令和5年度以降、毎月作成すべき訪問看護員の勤務表が未作成であったこと。 (3) 不正請求（法第77条第1項第6号） ・ 少なくとも令和4年度以降、居宅介護計画の内容に沿って訪問看護計画を作成し、訪問看護計画に位置付けられた内容で看護を行い、請求を行うべきところ、それを行わず不正に請求を行ったこと。 (4) 提出命令違反（法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第7号） ・ 監査時に雇用通知書等の人員基準を満たすことを証明できる資料の提供を求めたがこれに応じず、提出を行わなかったこと。 (5) 検査の拒否・虚偽説明（法第77条第1項第8号及び第115条の9第1項第8号） ・ 法第76条第1項及び第115条の7第1項に基づく立ち入りを正当な理由なく拒んだこと。 ・ 訪問看護計画、訪問看護報告書及びサービス提供記録等が電子上に記録があると虚偽の説明を行ったこと。 (6) 法令違反（法第77条第1項第10号及び第115条の9第1項第10号） ・ 事務所の所在地が変更となっているにも関わらず、法第75条及び第115条の5に基づく変更の届出を怠り、監査時に変更届の提出が必要なことを指導したにもかかわらず、変更届を行わなかったこと。 ・ 令和4年5月末に管理者が退職しているにも関わらず、法第75条及び第115条の5に基づく変更の届出を怠り、監査時に変更届の提出が必要なことを指導したにもかかわらず、変更届を行わなかったこと。
--	--

処分年月日	令和6年8月21日
処分内容	<u>1 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u> 指定地域密着型サービス事業所の指定の一部の効力停止（6か月）及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の一部の効力停止（6か月）
行政庁	筑紫野市長
サービスの種別	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
処分事由	<u>1 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u> (1) 不正請求（法第78条の10第1項第8号及び第115条の19第1項第7号） ・ 令和2年3月1日から令和3年12月31日まで、令和5年10月1日から令和5年12月20日までの期間において、計画作成担当者として届け出た者が勤務せず、人員基準を満たしていない状況にも関わらず、本来であれば減算請求すべきところを減算せずに、また、算定できない加算も算定し、請求及び受領したことが法第78条の10第1項第8号及び法第115条の19第1項第7号に該当する。

処分年月日	令和6年12月25日
処分内容	<u>1 指定訪問介護、第一号訪問事業（介護予防型訪問サービス、生活支援型訪問サービス）</u> 指定居宅サービス事業所の指定の効力の全部停止（3か月）及び指定第一号訪問事業所の指定の効力の全部停止（3か月）
行政庁	福岡市長
サービスの種別	訪問介護・第一号訪問介護
処分事由	<u>1 指定訪問介護・指定第一号訪問事業</u> (1) 不正請求（法第77条第1項第6号及び第115条の45の9第6号） ・ 令和5年10月から令和6年7月の間、上記事業所に併設の住宅型有料老人ホームの入居者（3名）に対する訪問介護（夜間早朝における20分未満のサービス）の提供に関して、声掛け程度の実施にもかかわらず、介護サービスを提供したとして、介護給付費を請求し、受領したもの。

処分年月日	令和7年3月7日
処分内容	<u>1 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し <u>2 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し、指定介護予防サービス事業所の指定取消し
行政庁	久留米市長
サービスの種別	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、福祉用具販売・介護予防福祉用具販売
処分事由	<u>1 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与</u> (1) 不正の手段による指定（法第77条第1項第9号、法第115条の9第1項第9号） ・ 中核となる業務を本件事業所において行わず、業務委託契約に基づく外部委託により行っていた。また、令和6年5月の指定更新申請の際に、事業を主に行うのは本件事業者である旨の「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出し、指定更新を受けた。 (2) 人員基準違反（法第77条第1項第3号、法第115条の9第1項第3号） ・ 本件事業者が届け出た、指定に係るサービスの管理者は、本件事業所には常勤専従していなかったばかりでなく、所定の運営に関する基準に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うなどの管理業務には一切従事していなかった。 (3) 運営基準違反（法第77条第1項第4号、第115条の9第1項第4号） ・ 本件事業者は、令和2年3月1日以降、常態的に、本件事業所において福祉用具の貸与を行うにあたり、その中核となる業務を本件事業所の従業者により行わず、そのうち利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の説明及び福祉用具の使用方法的説明等業務を外部委託により行っていた。 (4) 虚偽報告（法第77条第1項第8号、法第115条の9第1項第8号） ・ 本件事業者は、第1回立入検査の際、法第76条第1項及び第115条の7第1項の規定に基づき福祉用具貸与計画書の提出を求めたところ、第2回立入検査までの間に、実際には計画書を作成していない従業者の氏名が計画作成者欄に追記された虚偽の福祉用具貸与計画書を提出した。 ・ 本件事業者は、第2回立入検査の際、実際には本件事業所で勤務していない従業員

	の氏名を記載した虚偽の勤務形態一覧表を提出した。
	<u>2 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売</u> 福祉用具の販売は福祉用具貸与事業と一体的に運営しており、上記（１）～（３）と同様の事実は、福祉用具販売事業所における事業においても認められた。

令和7年度

処分年月日	令和7年9月5日
処分内容	<u>1 指定通所介護</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し
行政庁	福岡県知事
サービスの種別	通所介護
処分事由	<u>1 指定通所介護</u> - 人員基準違反（法第77条第1項第3号） - サービス提供時間に応じた生活相談員が配置されていなかったこと。 - 運営基準違反（法第77条第1項第4号） - 運営規程に基づく営業時間が遵守されていなかったこと。 - 厚生労働省令で受講が義務付けられている認知症介護基礎研修の未受講者を介護職員として配置するなど、勤務体制の確保が図られていないこと。 - ケアプランに計画されていない日にもかかわらず、法人の都合により、有料老人ホームの入居者全員をデイサービスに連れ出すことが常態化していたこと。 - 介護報酬の不正請求（法第77条第1項第6号） - 少なくとも令和7年2月以降、ケアプランに基づくサービス提供が実施されていない日や、サービス提供時間が著しく短いことがあったにもかかわらず、介護報酬の架空請求や水増し請求を行っていたこと。 - 虚偽報告（法第77条第1項第7号） - 介護報酬の不正請求の事実に対し、ケアプランどおりサービスを実施したとする虚偽の業務日誌を作成し、提出したこと。 - 虚偽答弁（法第77条第1項第8号） - 介護報酬の不正請求の事実に対し、監査時の代表取締役（通所介護管理者兼生活相談員）へのヒアリングにおいて、ケアプラン通りのサービス提供を行っていたと虚偽の答弁を行ったこと。

処分年月日	令和7年11月1日
処分内容	<u>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> 指定地域密着型サービス事業所の指定の一部の効力停止（3か月）
行政庁	久留米市長
サービスの種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
処分事由	<u>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>

	(1) 不正請求（法第78条の10第1項第8号） 令和5年6月から令和7年1月までの間、届出している所在地と異なる住宅型有料老人ホーム内で運営を行い、当該有料老人ホームに居住する利用者に対してサービスを提供していたにもかかわらず、同一建物減算を適用せずに不正に介護報酬を請求し、受領したこと。
--	---

処分年月日	令和8年12月1日
処分内容	<u>1 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u> 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の一部の効力停止（3か月）
行政庁	筑紫野市長
サービスの種別	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
処分事由	<u>1 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</u> (1) 人員基準違反（法第78条の10第1項第4号、法第115条の19第1項第4号） - 計画作成担当者として届け出た職員の勤務実態がなかった。 (2) 不正請求（法第78条の10第1項第8号、法第115条の19第1項第7号） - 計画作成担当者の配置が適正に行われていないにもかかわらず、介護報酬の減算を行わずに請求を行った。 (3) 法令違反（法第115条の19第1項第11号） - 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的に運営する認知症対応型共同生活介護において、不正請求が行われた。

処分年月日	令和8年3月31日
処分内容	<u>1 指定訪問介護</u> 指定居宅サービス事業所の指定取消し
行政庁	福岡県知事
サービスの種別	訪問介護
処分事由	<u>1 指定訪問介護</u> (1) 介護報酬の不正請求（法第77条第1項第6号） - 少なくとも令和5年4月以降、生活保護を受給している利用者に対し、サービス提供を行うことなく、虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬の架空請求を行っていたこと。その際、利用者に対し口止めを目的とした金銭供与を行っていたと認めたこと。 - 少なくとも令和5年4月以降、訪問介護員が禁止されている同居家族へのサービス提供を行い、虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬の架空請求を行っていたこと。 - 少なくとも令和6年6月以降、無資格者によるサービス提供を行い、有資格者名義での虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬の架空請求を行っていたこと。 - 少なくとも令和5年10月以降、算定要件を満たさない特定事業所加算Ⅱ（10%加算）を不正に請求していたこと。 (2) 運営基準違反（法第77条第1項第4号） - 管理者は、訪問介護計画に基づく適切な指示を行わないなど、従業員に対する基本的な責務を怠っていたこと。 (3) その他法令違反（法第77条第1項第10号）

	・ 法令上必要な申請を行うことなく、「通院等乗降介助」のサービス提供を行っていたこと。
--	---

処分年月日	令和8年3月31日
処分内容	<u>1 指定第一号訪問事業</u> 指定第一号訪問介護事業所の指定取消し
行政庁	飯塚市長
サービスの種別	第一号訪問介護
処分事由	<u>1 指定第一号訪問介護事業</u> (1) 法令違反（法第115条の45の9第1項第6号） ・ 一体的にサービスを行っている訪問介護事業所において、不正請求の介護保険法違反が認められたこと。 (2) 不正不当（法第115条の45の9第1項第7号） ・ 訪問介護記録に退職した職員の名前を使い虚偽の記録を作成しており、訪問介護の提供に際して著しく不当な行為を行ったこと。

処分年月日	令和8年3月31日
処分内容	<u>1 指定第一号訪問事業</u> 指定第一号訪問介護事業所の指定取消し
行政庁	嘉麻市長
サービスの種別	第一号訪問介護
処分事由	<u>1 指定第一号訪問介護事業</u> (1) 法令違反（法第115条の45の9第1項第6号） ・ 一体的にサービスを行っている訪問介護事業所において、不正請求の介護保険法違反が認められた。

個人情報保護に関する事項

1 個人情報の取扱いについて

利用者の個人情報を取り扱う場合は、本人の同意を得てください。なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

また、キーパーソンの個人情報を取り扱う場合についても、キーパーソン本人の同意を得てください。

○ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

○ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

(H29. 4. 14 厚生労働省通知、H29. 5. 30 適用、R8. 4. 1 改正)

(1) 個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。なお、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又は毀損の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする。

介護関係事業者における個人情報の例としては、ケアプラン、介護サービス提供にかかる計画、提供したサービス内容等の記録、事故の状況等の記録等がある。

(2) 利用目的の特定

個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（利用目的）をできる限り特定しなければならない。特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

介護関係事業者が利用者から個人情報を取得する場合、当該情報を利用者に対する介護サービスの提供や介護保険事務等で利用することは、利用目的の範囲内なのは明らかである。

① 介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務等

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答等
- ・介護保険事務のうち、保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出等
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

② ①以外の利用目的

〔介護保険事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

(3) 利用目的の通知等

介護関係事業者は、個人情報を取得するに当たっては、あらかじめその利用目的を公表しておくか、個人情報を取得した場合には、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

利用目的の公表方法としては、事業所内等に掲示するとともに、可能な場合にはホームページへの掲載等の方法により、なるべく広く公表する必要がある。

個人情報の保護に関する法律第21条において、「利用目的が明らかであると認められる場合」には公表しなくてよいこととなっているが、介護関係事業者には、利用者に利用目的をわかりやすく示す観点から、利用目的を公表することが求められる。

(4) 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督

介護関係事業者は、個人データ（データベース等を構成する個人情報）の安全管理のため、事業者の規模、従業者の様態等を勘案して、次に示すような取組を参考に必要な措置を行うものとする。

- ① 個人情報保護に関する規程の整備、公表
- ② 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- ③ 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
- ④ 雇用契約時における個人情報保護に関する規程の整備
- ⑤ 従業者に対する教育研修の実施
- ⑥ 物理的安全管理措置（入退室管理の実施、機器・装置等の固定等）
- ⑦ 技術的安全管理措置（個人データに対するアクセス管理 等）
- ⑧ 個人データの保存
- ⑨ 不要となった個人データの廃棄、消去
- ⑩ 委託先の監督（契約において個人情報の適切な取扱いに関する内容を盛り込む等）

(5) 個人データの第三者提供

介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、以下に掲げる場合については本人の同意を得る必要はない。

① 法令に基づく場合

例 ・ サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介

- ・ 居宅介護支援事業者等との連携
- ・ 利用者が不正な行為等によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ・ 利用者の病状の急変が生じた場合の主治医への連絡等
- ・ 市町村による文書提出等の要求への対応
- ・ 厚生労働大臣又は県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ・ 県知事による立入検査等への対応
- ・ 市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ・ 事故発生時の市町村への連絡

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること

に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- ⑤ 学術研究機関等が学術研究目的で個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表または教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に損害するおそれがある場合を除く）
- ⑥ 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と協同して学術研究を行う第三者に該当個人データを学術研究目的で提供する場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- ⑦ 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(6) その他の事項

- ・ 保有個人データに関する事項の公表等
- ・ 本人からの求めによる保有個人データの開示、訂正、利用停止等
（保有個人データの開示等の求めについて、利用者等の自由な求めを阻害しないため、医療・介護関係事業者において、開示等の求めに係る書面に理由欄を設けることなどにより開示等を求める理由の記載を要求すること及び開示等を求める理由を尋ねることは不適切である。）
- ・ 苦情の処理

※詳細は、下記のホームページで御確認ください。

- | | |
|--------------------|---|
| ○厚生労働省ホームページ | https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html |
| ※ R8.4 一部改正版はこちらから | https://www.mhlw.go.jp/content/001470633.pdf |
| ○マイナンバーに関すること | https://www.ppc.go.jp/legal/ |